災害対策マニュアル(概要版)

(適用範囲)

第1条 本マニュアルは、茨城県が被災地となった時に適用する。他県が被災地となった場合は、公益社団法人日本理学療法士協会(以下、協会)の災害支援をサポートする。

(支援方法:災害発生までの事前準備、災害発生時の対応)

第2条 災害対策の役割分担は以下のとおりする。

会 長:災害対策本部の立ち上げ、災害支援ボランティア要員の配置と登録、行政との連携

副会長: 行政との連携

事務局:緊急連絡網の作成、会員の安否確認、人員および物資の確保、災害支援ボランティア要員の配置と登録、

学術・教育局:会員に対し日頃より災害対策ボランティアについて意識を高める。

社会・職能局:被災地状況の情報収集、災害支援ボランティア要員の配置と登録、支援物資の 輸送

広報局:支援物資の輸送

特定事業局: 災害支援ボランティアの事前登録人員および物資の確保、災害支援ボランティア 要員の配置と登録、

(支援内容)

第3条 理学療法士としての主な活動内容は以下のとおりである。

被災地の医療機関等においての理学療法

後方医療施機関においての理学療法

避難所等において被災者の健康維持のための運動指導等

2、理学療法士として専門性の発揮できる活動内容は以下のとおりである。

深部静脈血栓症の予防のためのパンフレット配布と運動指導

住環境整備物品(杖、車椅子、立ち上がり台)の給付や無償提供

動作指導(寝返り、起き上がり、立ち上がり、歩行等)、その他

(活動方法)

第4条 災害支援ボランティアは、必ず出発地最寄りの社会福祉協議会にてボランティア活動 保険に加入する掛け金は後日清算する。

第5条 活動内容については、現地責任者と相談しながら決定する。

(活動費用)

第5条 活動費用は、災害の規模により本会予算の捻出を検討し、必要があれば事業の中断を 考慮して充てる。また協会・他士会等からの義援金を活用する。

第6条 交通費・食事費・宿泊費は、原則自己負担とする。

附則

- 1、本マニュアル(概要版)は正本の概要を示したものであり、正本は本会事務所管理とし、 運用は正本に従うものとする。
- 2、災害対策マニュアル(正本)は、平成24年12月21日理事会承認により施行する。
- 3、本マニュアル(概要版)は、平成25年8月3日業務執行理事会承認により施行する。